

地方財政の充実・強化を求める意見書

子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、地方自治体の果たす役割が拡大する中で、総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、「インセンティブ改革」とあわせて、客観的・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、平成29年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。

以上の趣旨から、下記事項について地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いがあることに留意し、一律に歳出削減を行わないこと。
- 4 復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の平成28年度以降も継続すること。また、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
- 5 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」、「重点課題対応分」及び「まち・

ひと・しごと創生事業費」については、現行水準を確保すること。また、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、経常的に必要な経費に振り替えること。

- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

平成28年9月28日

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
内閣官房長官	菅 義 偉 様
総務大臣	高 市 早 苗 様
財務大臣	麻 生 太 郎 様
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当)	石 原 伸 晃 様
経済産業大臣	世 耕 弘 成 様
内閣府特命担当大臣 (地方創生規制改革担当)	山 本 幸 三 様

福島県二本松市議会議長 野地 久夫